

介護保険負担限度額の認定について

（食費と居住費の軽減制度）

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費（部屋代）については、ご本人の負担が原則ですが、所得の低い方については、食費・居住費（部屋代）の負担軽減を行っています。

この制度を利用するためには、有効期間ごとに申請が必要です。

軽減制度の対象者（次の3つの要件すべてに該当する方）

- （1） 本人および世帯全員が市町村民税非課税であること
- （2） 本人の配偶者が市町村民税非課税であること
- （3） 預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は2,000万円以下、
配偶者がいない方は1,000万円以下であること

※1 預貯金等については、裏面をご覧ください。

※2 「配偶者」には、世帯分離している配偶者または内縁関係の者を含みます。

ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは含みません。

申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 本人・配偶者の印鑑
 - ・ 本人、配偶者の預貯金等の額が分かる書類
 - 預貯金通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・名義、申請日前2ヵ月以内の最終残高が分かる部分）
 - 有価証券、投資信託などがある場合 → 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
 - 負債（借入金など）がある場合 → 借用証書等の写し
 - ・ 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類
 - マイナンバーカード、通知カード、住民票（マイナンバー入り）
 - ・ 本人確認書類
 - 運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ※マイナンバーカードをお持ちの方は、本人確認書類は不要です。
 - ・ 配偶者が久慈市、洋野町、野田村、普代村以外の市町村に居住している場合
 - 配偶者の市町村民税課税（非課税）証明書

※申請書に記入・押印漏れや添付書類の不足がある場合は、久慈広域連合から返送し、再度提出していただくこととなり、認定が遅れる場合があります。提出の際は、添付書類を十分にご確認ください。

《裏面もご覧ください》

【預貯金等に含まれるもの】

預貯金等に含まれるもの	確認のために提出が必要な書類
預貯金（普通・定期など）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど） ※預貯金等から差し引いて計算	借用証書（貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面）

【預貯金等に含まれないもの】

- ・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
- ・ 絵画、骨董品、家財など

注意事項

- 認定有効期間は、申請日（受付日）の属する月の初日からになりますので、申請日（受付日）は久慈広域連合または各市町村の介護保険担当窓口へ到着した日とします。郵送による申請の場合は、久慈広域連合へ到着した日を申請日（受付日）とします。
- ご本人またはご家族の申請が困難な場合、入所施設等に代行申請を依頼することもできます。その場合は、申請書のほか通帳等を預けるまたは通帳等の写しを添付する必要がありますので、ケアマネジャーや施設担当者にご相談ください。
- 今回の手続きのみを、別の住所（入所施設やご家族など）に送付することはできませんので、送付先を変更したい場合は「介護保険関係書類送付先変更届出書」を提出してください。
- 一度申請をして非該当となった方でも、その後に世帯構成や所得状況、預貯金額等が変更になった場合は、再度申請していただくことで、再判定が可能です。
- 虚偽の申告により不当に軽減を受けると、軽減額の返還に加えて、最大で軽減額の2倍の加算金が課せられる場合があります。

（申請受付窓口）

- 久慈広域連合介護保険課（久慈市役所分庁舎）
- 久慈市地域包括支援センター介護支援係（元気の泉内）
または山形総合支所山形福祉室
- 洋野町役場福祉課（種市庁舎）または総合サービス課（大野庁舎）
- 野田村役場住民福祉課
- 普代村役場住民福祉課

※郵送による申請も可能です。

『〒028-0056 岩手県久慈市中町1丁目67番地 久慈広域連合介護保険課』あてに送付してください。